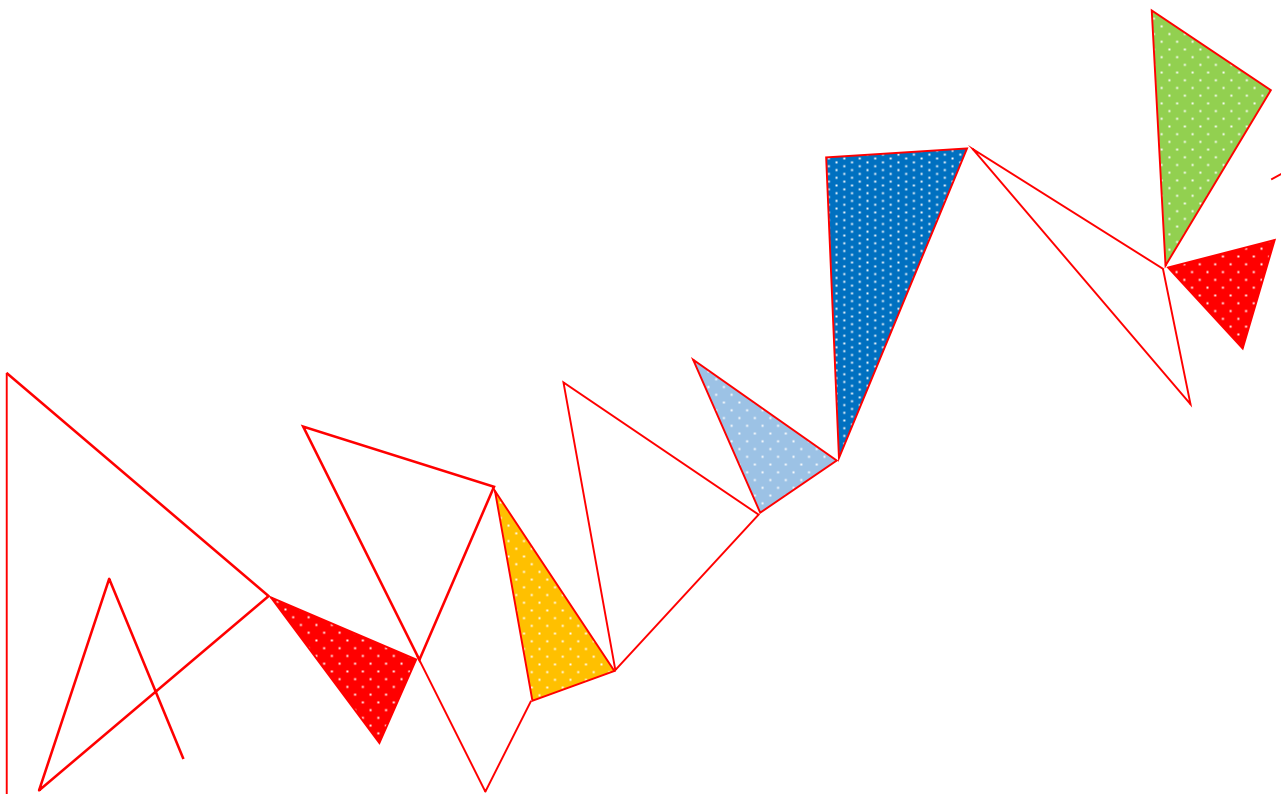


がいこくじん じどうせいと  
外国人の児童生徒たちへ うつのみや はばたき プラン

だい じうつのみやしがいこくじんじどうせいときょういくすいしんけいかく  
第3次宇都宮市外国人児童生徒教育推進計画



へいせい ねん がつ  
平成31（2019）年2月

うつのみやしきょういくいいんかい  
宇都宮市教育委員会



# 目次

<b>第 1 章 計画策定にあたって</b>	<b>1</b>
1 第 3 次計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
<b>第 2 章 現状と課題</b>	<b>3</b>
1 外国人児童生徒の受け入れ及び教育に係る国の方針等	3
2 本市外国人児童生徒等に関する状況	6
3 本市における外国人児童生徒教育関係者の意識	9
4 第 2 次計画の評価	14
5 課題の総括	17
<b>第 3 章 基本的な考え方</b>	<b>18</b>
1 基本理念	18
2 基本方針	19
3 目標値の設定	20
4 重点事業	21
<b>第 4 章 計画の展開</b>	<b>24</b>
1 施策・事業の体系	24
2 施策・事業の展開	26
<b>第 5 章 計画の推進にあたって</b>	<b>37</b>
<b>資料編</b>	<b>39</b>
1 参考資料	39
2 検討体制	54
3 検討経過	55

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 第3次計画策定の趣旨

本市においては、平成21年7月に「宇都宮市外国人児童生徒教育推進計画」を初めて策定するとともに、平成26年3月に計画を改定し、新たに策定した「第2次宇都宮市外国人児童生徒教育推進計画」に基づいた取組を推進することにより、本市に住む外国人児童生徒への日本語習得や生活適応状況に応じた教育や、外国人保護者が学校教育への理解を深めるための支援などの充実に取り組んできました。これまでの取組により、外国人児童生徒の日本語や生活習慣の習得が着実に図られるなどの成果が見られています。

また、本計画の上位計画であり、本市におけるこれからの学校教育の在り方を示した「第2次宇都宮市学校教育推進計画」を平成30年2月に策定するとともに、多文化共生社会の実現に向けた施策・事業を推進する「第3次宇都宮市国際化推進計画」を平成31（2019）年3月に策定し、新しい時代に対応するための取組を示したところです。

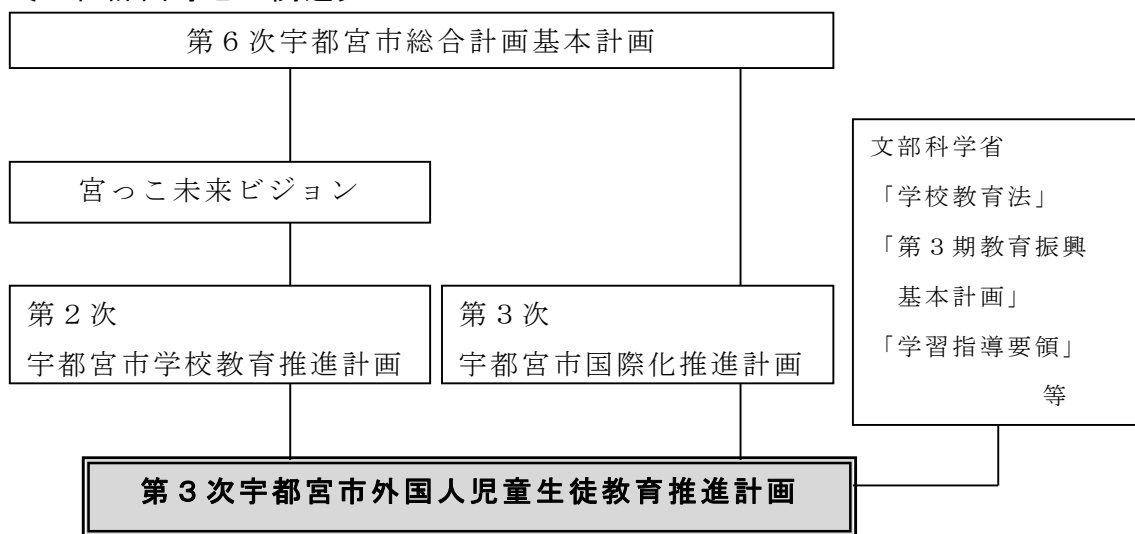
一方、国においては、グローバル社会の急速な進展等により、年々増加する外国人児童生徒への教育の充実を図るため、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」が平成26年4月から施行されるとともに、平成30年6月に閣議決定した「第3期教育振興基本計画」において、今後5年間の教育政策の目標と施策として、日本語能力等の多様なニーズに丁寧に対応し、一人一人の子供の能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現し、ライフステージ全体を通じて、多様な背景を持つ人々のニーズに応じた教育機会を提供するという目標が示されました。さらに、平成30年12月には、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」が成立したことにより、今後の外国人住民の増加が見込まれています。

このようなことから、外国人児童生徒教育のより一層の充実を図るため、これまでの取組を様々な観点から見直すとともに、外国人児童生徒の居住地の散在化や使用言語の多様化が進むなど、本市の状況の変化に応じた新たな課題に対応する必要があることから、第2次計画を改定し、「第3次宇都宮市外国人児童生徒教育推進計画」を策定することとしました。

## 2 計画の位置付け

本計画は、「第2次宇都宮市学校教育推進計画」の基本目標3「多様な児童生徒の状況に応じた指導・支援を行う」を実現するための個別計画であり、「第3次宇都宮市国際化推進計画」と教育分野における整合性を図る計画として策定しました。

### 〔上位計画等との関連〕



また、本計画において対象とする外国人児童生徒とは、本市に在住する次の児童生徒及び子どもとします。

- 本市小・中学校に在籍する外国籍をもつ児童生徒
- 日本国籍をもつが、海外での長期生活等により日本語や生活適応指導が必要な児童生徒
- 次年度に小学校就学年齢となる外国籍をもつ子ども
- 就学年齢であっても、学校に就学していない外国籍の子ども

## 3 計画の期間

平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5か年の計画とします。

ただし、社会状況の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行います。

## 第2章 現状と課題

### 1 外国人児童生徒の受入及び教育に係る国の方針等

#### (1) 外国人児童生徒の受入について

日本国籍をもたない子どもの保護者には就学義務が課せられていませんが、我が国の公立小学校・中学校への就学を希望する場合には、これらの者を受け入れることとしています。

さらに、国籍を問わず義務教育諸学校に在籍する児童生徒は、これを無償で受けることができるとともに、必要な場合は財政的援助を受けることができることとなっています。

#### ○「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」 （昭和54年条約第6号）（抄）

##### 第十三条

- 一 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。
- 二 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。
  - (a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
  - (b) 種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

#### ○「児童の権利に関する条約」（平成6年条約第2号）（抄）

##### 第二十八条

- 一 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
  - (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
  - (b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

## (2) 外国人児童生徒の就学促進について

平成15年に、総務省は行政監察の結果に基づき、文部科学省に対し、「1)外国人子女の円滑な受入れの促進」、「2)受入れ学校における教育指導の充実」等について勧告を行い、就学機会の確保等に向けた一層の取組を求めました。

このことを受け、文部科学省は、行政機関に対して、外国人児童生徒の就学支援を関係機関が連携して行うことの重要性について通知しました。この結果、就学及び就学援助の外国語による案内や年齢よりも下学年に編入学させるなどの就学を促進する取組が柔軟に行われています。

○ 「外国人児童生徒等の教育に関する行政評価・監視結果に基づく通知」  
ー公立の義務教育諸学校への受入れ推進を中心としてー  
(平成15年8月総務省)

○ 「外国人児童生徒に対する就学ガイドブックについて」  
(平成17年4月文部科学省初等中等教育局長)

○ 「外国人児童生徒教育の充実について（通知）」  
(平成18年6月文部科学省初等中等教育局長)

- 1 就学案内等の徹底
- 2 外国人関係行政機関との連携の促進
- 3 就学手続き時の居住地等確認方法の弾力化
- 4 多様な人材の積極的活用

○ 定住外国人の子供に対する緊急支援について  
(平成21年3月文部科学省初等中等教育局長)

- 1 適切な日本語指導や適応指導実施
- 2 不就学者の受入れ促進
- 3 下学年への受入れ可能
- 4 不登校外国人児童生徒の適応支援教室受入れ検討
- 5 実態に配慮した特別の教育課程を編成検討

○ 外国人の子供の就学機会の確保に当たっての留意点について  
(平成24年7月文部科学省初等中等教育局長)

- 1 就学案内等の徹底
- 2 外国人関係行政機関との連携の促進
- 3 就学手続き時の居住地等確認方法の柔軟な対応

### (3) 外国人児童生徒教育の推進について

関係法令が改正されるとともに、文部科学省より、総合的かつ計画的に取り組むべき方向性や具体的な取組内容が示され、本教育の一層の推進に努めることの重要性が明確となりました。

○「日本語指導が必要な児童生徒に対する指導の在り方について（審議のまとめ）」

○「学校教育法施行規則第56条の2等の規定

（平成26年文部科学省告示第1号）」（平成26年4月1日施行）

○学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について（報告）

（平成28年6月学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議）

○「小学校及び中学校学習指導要領（告示）」（平成29年7月文部科学省）

（小学校）第1章第4の2の（2）のア

（中学校）第1章第4の2の（2）のア

#### 学校生活への適応等

ア 海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を活かすなどの適切な指導を行うものとする。

（小学校）第1章第4の2の（2）のイ

（中学校）第1章第4の2の（2）のイ

#### 日本語の習得に困難のある児童生徒への通級による指導

イ 日本語の習得に困難のある児童については、個々の児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

○「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月閣議決定）

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

目標（15）多様なニーズに対応した教育機会の提供

○海外で学ぶ子供や帰国児童生徒、外国人児童生徒等への教育推進

帰国児童生徒や外国人児童生徒等の海外における学習・生活体験を尊重しつつ、国内の学校への円滑な適応を図るため、日本語指導を行うための教員配置や、実践的な教員研修の実施、日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程の編成実施の促進などを推進する。

## 2 本市外国人児童生徒等に関する状況

### (1) 児童生徒数等の推移

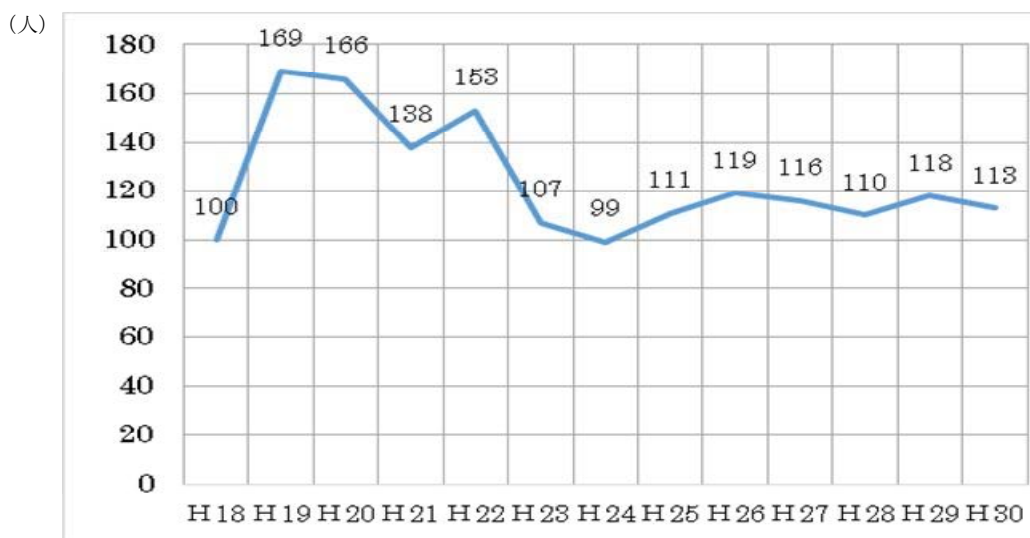
国内の日本語指導が必要な児童生徒数は、増加傾向にあります。  
本市においては、平成24年度以降、日本語指導が必要な児童生徒数は、ほぼ横ばい傾向にあります。

#### ○国内における日本語指導が必要な児童生徒数の推移



【出典】文部科学省「H28 日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」各年5月1日付 ※隔年調査のためH25, H27, H29は調査実施せず

#### ○本市における日本語指導が必要な児童生徒数の推移



※市独自に調査



**(2) 本市における日本語指導が必要な児童生徒が使用する言語等の多様化**

第2次計画を策定した平成25年度から、ほぼ変わらず中国やタイなどのアジア諸国を母国とする児童生徒の割合が多くなっています。

平成30年度初めの日本語指導が必要な外国籍児童生徒の使用言語は、①中国語、②タイ語、③英語、スペイン語、ポルトガル語、④タガログ語（フィリピン）、⑤ウルドゥー語（パキスタン）の順に多く、そのほかに、学校にはスリランカやインド、ネパール、モンゴルの国籍の児童生徒も在籍しています。

○本市における日本語指導が必要な児童生徒の使用言語数



○本市における日本語指導が必要な児童生徒の使用言語数の順位（上位5位まで）

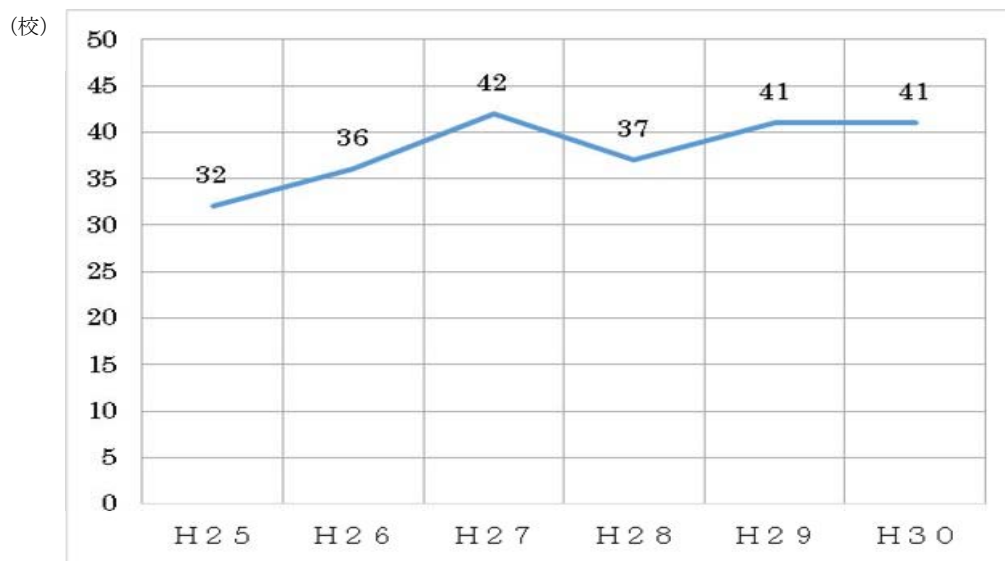
	H25	H26	H27	H28	H29	H30
1位	中国語	ポルトガル語	中国語	中国語	中国語	中国語
2位	スペイン語 タイ語	スペイン語	ポルトガル語	タイ語	タイ語	タイ語
3位	ポルトガル語	中国語	タイ語	ポルトガル語	英語	英語 スペイン語 ポルトガル語
4位	タガログ語	タイ語	タガログ語	タガログ語	スペイン語	タガログ語
5位	英語, ウルドゥー語	タガログ語	スペイン語	スペイン語	タガログ語	ウルドゥー語

### (3) 本市における児童生徒居住地の散在化

日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数は、第2次計画を策定した平成25年度以降、ほぼ横ばいですが、この5年間、日本語指導が必要な児童生徒の居住地は、本市「小中一貫教育・地域学校園」推進のために中学校区を基に設定した地域学校園の88.0%に及んでいます。

このようなことから、本市は多くの学校に少数の児童生徒が在籍し、散在している状況にあり、平成25年度以降その傾向が変わらない状況です。

#### ○本市における日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数の推移



### (4) 就学状況等

本市では、毎年度、就学していない外国人の子どもの保護者に対して、翻訳した就学案内を送付し、学校への就学を促進しており、現在、市内に在住している外国人の子どものうち約9割が市立の学校等に就学しています（平成30年9月末現在）。本市立学校に就学していない子どもの中には、インターナショナルスクールや海外の学校などに在籍している子どももいます。

### 3 本市における外国人児童生徒教育関係者の意識

計画策定のための基礎資料として、「様々な国籍の子どもたちへの教育に関するアンケート調査」及び関係者との意見交換により、外国人児童生徒教育に関する意識等を調査し、当該児童生徒やその保護者が抱える問題や支援策への要望について現状を把握しました。

#### (1) アンケート調査等について

##### 【様々な国籍の子どもたちへの教育に関するアンケート調査】

- ・外国人児童生徒教育拠点校8校の外国人児童生徒及びその保護者，外国人児童生徒が在籍する学級の日本人保護者（平成30年6月実施）  
外国人児童生徒63名（初期日本語教室通級児童生徒23名）を含む  
外国人保護者 71名  
日本人保護者 227名

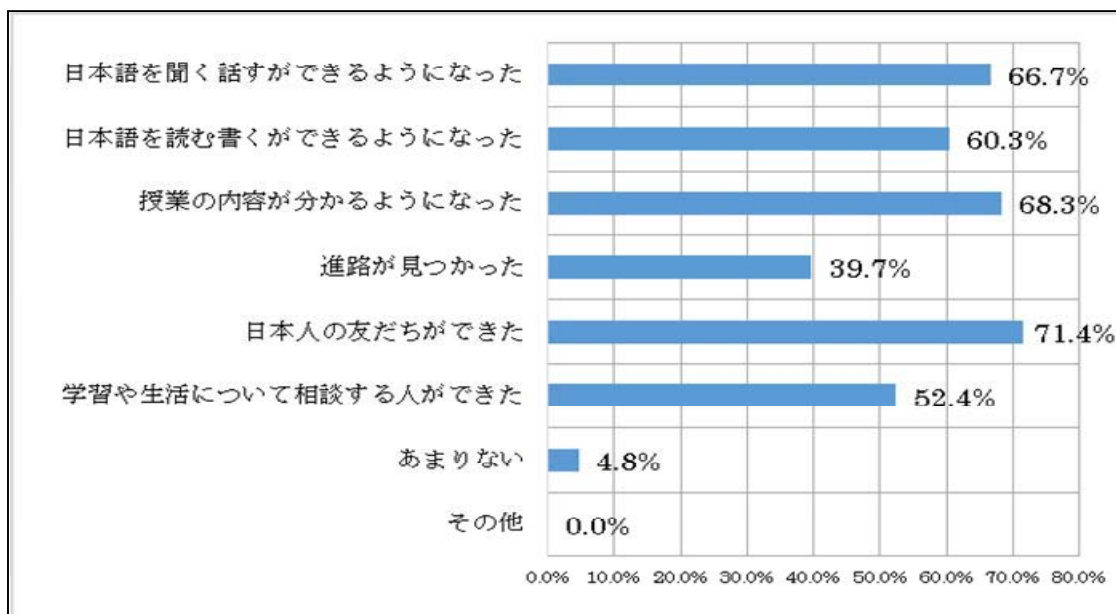
##### 【日本語指導者等との意見交換】

- ・日本語教室担当教員（平成30年11月実施）  
小学校教員6名  
中学校教員2名
- ・宇都宮市国際交流協会員3名（平成30年10月実施）

#### (2) 外国人児童生徒の意識

##### ア 日本の学校に通って良かったと思うこと（複数回答）

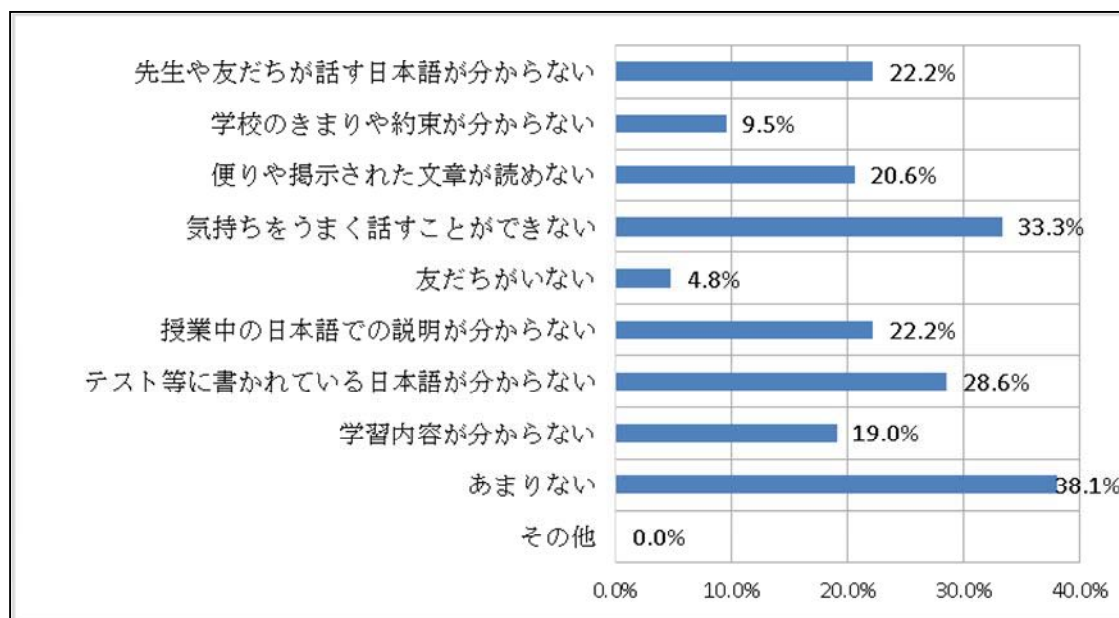
71.4%の児童生徒が「日本人の友だちができた」と回答しており、次に68.3%の児童生徒が「授業の内容が分かるようになった」と回答しています。



## 第2章 現状と課題

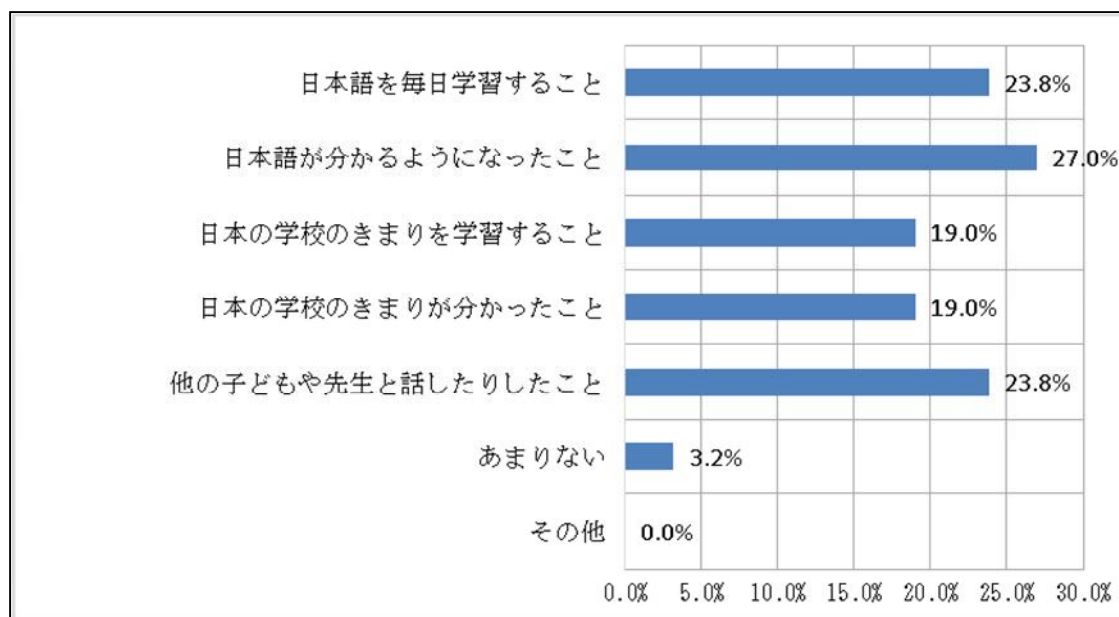
### イ 日本の学校に通っていて、今大変だと思うこと（複数回答）

大変なことは「あまりない」と回答した児童生徒は38.1%で最も多く、「友だちがいない」と回答した児童生徒は、4.8%であり、極めて少ない状況です。また、「気持ちをうまく話すことができない」と回答した児童生徒が、33.3%います。



### ウ 初期日本語教室に通級して良かったと思うこと（複数回答）

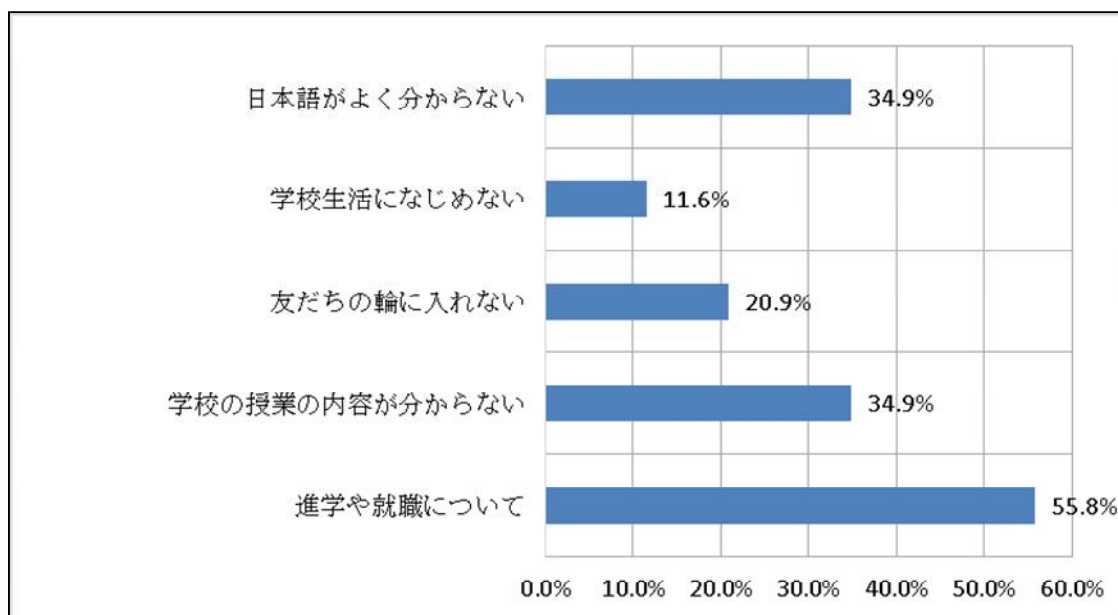
通級経験がある児童生徒の23名全員が、本教室に通級して良かったと回答しています。その主な理由として「日本語が分かるようになったこと」や本教室に通級している「他の子どもや先生と話したりしたこと」などが挙げられています。



### (3) 外国人児童生徒の保護者の意識等

#### ア 子どもに関する心配事について（複数回答）

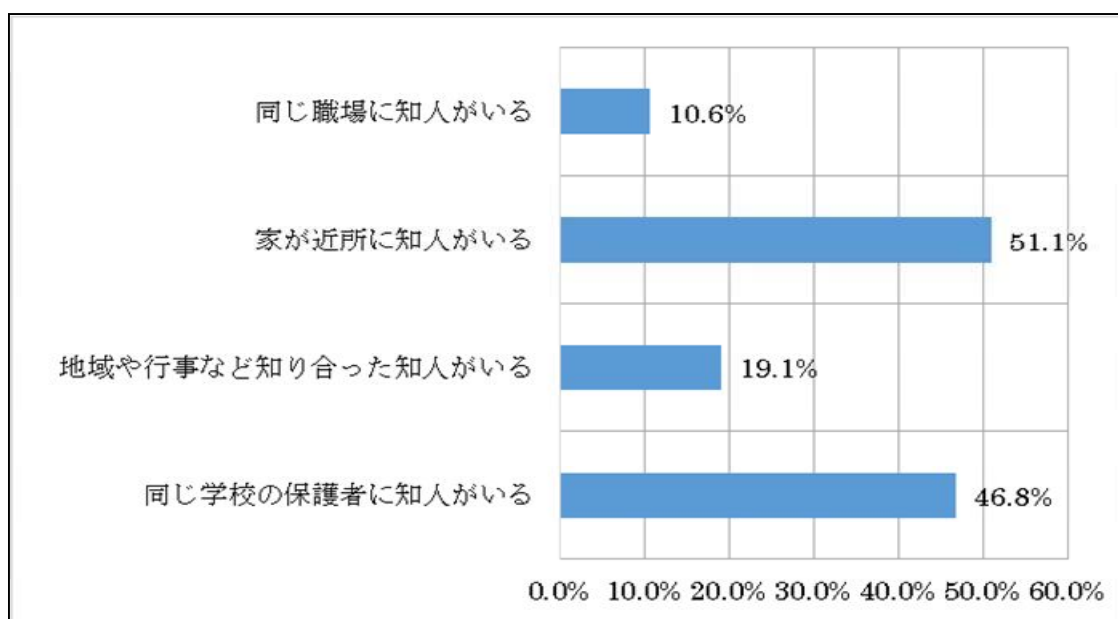
外国人保護者がもつ学校教育に関する心配事のうち、最も多いものは、自分の子どもの「進学や就職に関する不安」で55.8%です。



#### イ 日本人との交流について（複数回答）

日本人の知人や友人がいる外国人保護者は、87.2%です。

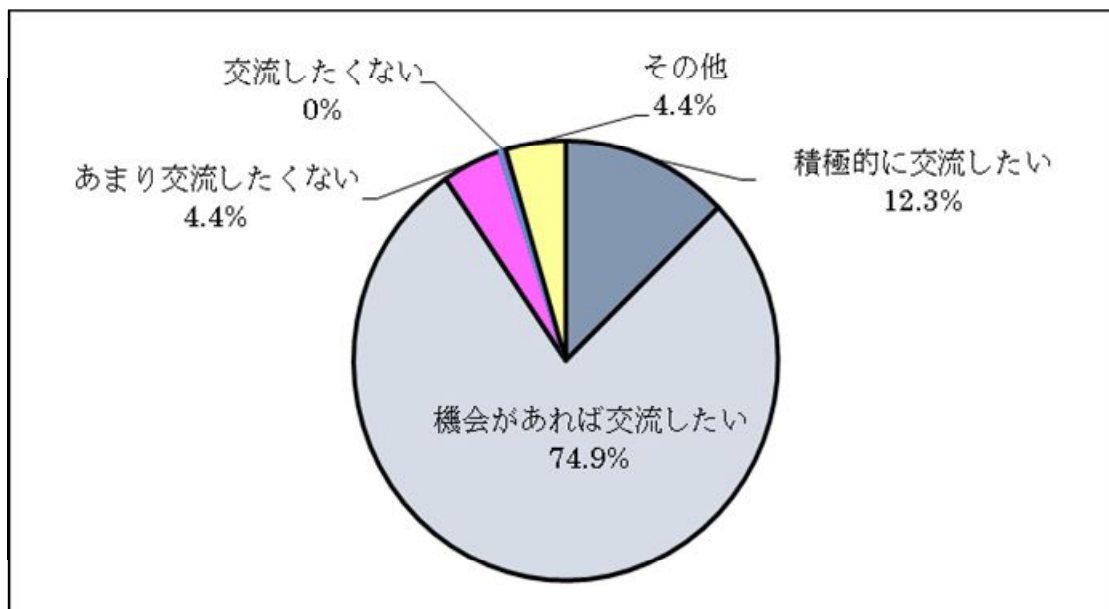
その内訳として最も多いものは、「家の近所に知人がいる」の51.1%です。



(4) 日本人児童生徒の保護者の意識

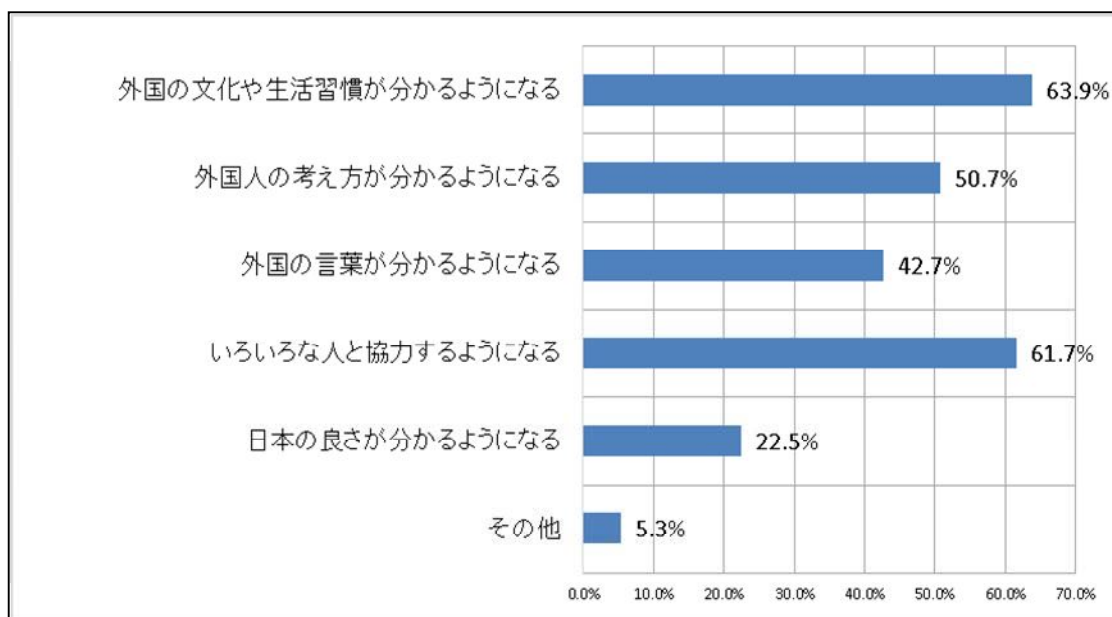
ア 外国人との交流について（複数回答）

外国人と「積極的に交流したい」と回答した日本人保護者は12.3%、「機会があれば交流したい」と回答した保護者は74.9%です。肯定的回答を合わせると87.2%の保護者に交流希望があります。



イ 様々な国籍の児童生徒と共に学校生活を送ることにより、身に付くと思うことについて（複数回答）

63.9%の保護者が「外国の文化や生活習慣が分かるようになる」と回答しており、次いで61.7%の保護者が「いろいろな人と協力するようになる」と回答しています。



## (5) 外国人児童生徒教育関係者の意識

### ア 外国人児童生徒への指導を担当する教員

- 個別指導の時間が確保されているため、一人一人の実態に合った丁寧な指導ができることや、学習面だけでなく、生活面においても相談できる場として児童生徒がのびのびと指導を受けています。
- 児童生徒及び保護者の要望が、学年が上がるにつれ、日本語指導や学校生活への適応支援から、学力向上や進路指導の充実が変わる傾向があるため、取り出し授業を行うことで教科学習が遅れてしまうことから、教科の内容を指導しながら、不足している日本語を併せて指導するなどの取組を行っています。
- 教室での一斉指導についていくためのステップになるような指導をしています。
- 学校と日本語指導者や保護者とのスケジュール調整が大変なこともあり、更なる連携が必要です。
- 本市から派遣される日本語指導者による個別指導や日本語教室担当教員の指導により日本語の習得が図られていることから、今後さらに効果を上げるために、本市の実態に応じた人材の育成・活用が必要であり、指導者の専門性の向上を図るための研修の充実が必要です。

(平成30年11月実施「第2回日本語指導研修会アンケート」より)

### イ 宇都宮市国際交流協会日本語ボランティア

- 外国人児童生徒の日本語習得の状況を定期的に確認し、一人一人に合った指導を行っていく必要があります。
- 外国人児童生徒の日本語習得を図るため、日本語指導者の指導技術を高めるための研修の場を設定したり、日本語指導に使用する教材などを作成したりし、共有して日本語指導の充実を図っていく必要があります。

(平成30年10月実施「日本語ボランティアとの意見交換」より)



## 4 第2次計画の評価

第2次計画に示した基本方針について、成果指標の達成状況及び関連事業の取組状況等から成果と課題を整理しました。

### (1) 基本方針①

外国人児童生徒が学校生活に適応し、希望する進路を実現するために、一人一人の日本語習得等の状況に応じた指導を充実します。

#### 【成果及び課題】

- ・ 各学校において個別の指導計画をもとにした、日本語指導が行われるとともに、学校へ登校する前の初期日本語教室の指導により円滑な編入が行われました。また、宇都宮市国際交流協会や大学などからの日本語指導者の人材協力が図れました。
- ・ 日本語指導が必要な児童生徒数が今後増加するとともに、より多言語化する可能性があることから、児童生徒の人数や言語に対応した指導を行う必要があります。また、外国人児童生徒・保護者にとって、「日本語が分かる」ということが必要であるため、一人一人の状況を客観的に把握し、その習得状況に応じた指導の充実を図る必要があります。

指標名	H25 【基準値】	H29 【現状値】	H30 【目標値】
<b>指標①</b> 日本語指導を受けている外国人児童生徒のうち、3年間で日本語指導を習得し、指導を修了した外国人児童生徒の割合	73.3%	89.3%	80%



(2) 基本方針 **2**

外国人児童生徒の保護者が、学校教育や地域での子育てについて理解を深めるための支援を充実します。

## 【成果及び課題】

- ・ 各学校において保護者との共通理解が必要な際には、通訳者の派遣を行うとともに、学校からの通知文書や通知表の翻訳者を派遣し、児童生徒の学校の状況を保護者へ提供することができました。また、関係団体との共催により進路ガイダンスを実施し、進路選択のための情報提供が行うことができました。
- ・ 外国人児童生徒及びその保護者の言語に、適切に対応するため、ICTを活用した支援の工夫をする必要があります。
- ・ 外国人保護者の心配事を解消するために、各学校において保護者との共通理解が必要な際には、通訳者を派遣するとともに、学校からの通知文書や通知票の翻訳をする翻訳者を派遣し、児童生徒の学校での様子を保護者へ提供するなど、今後とも情報提供の充実を図る必要があります。また、学校教育や子育てに関して、相談窓口の周知等を更に充実させる必要があります。

指標名	H25 【基準値】	H30 【現状値】	H30 【目標値】
<b>指標 2</b> 外国人保護者がもつ学校教育に関する心配事のうち、子どもの進路に関する心配事の割合	58.8%	55.8%	30%

(3) 基本方針 **3**

外国人児童生徒やその保護者が、学校や地域の中で安心して学び、育て、いきいきと生活できる教育環境の整備を推進します。

【成果及び課題】

- ・ 「学校や地域に、相談・交流ができる日本人の知人がいる外国人保護者の割合」は、平成25年度より増加しており、多文化共生の意識が醸成されています。また、児童生徒に対しては、授業の中で、国際理解や人権教育の内容を取り上げ、多文化共生についての理解促進が図られています。
- ・ 外国人児童生徒及び保護者に学校や地域での活動への積極的な参加を促していく必要があります。

指標名	H25 【基準値】	H30 【現状値】	H30 【目標値】
<b>指標 3</b> 学校や地域に、相談・交流ができる日本人の知人がいる外国人保護者の割合	46.7%	66.0%	62%

**5 課題の総括**

国の方針や外国人児童生徒数の推移等の状況を踏まえ、第2次計画の評価等を反映した結果、本市における外国人児童生徒教育を推進するための課題を、次のとおり基本方針ごとに整理しました。

**1 外国人児童生徒の実態に合わせた指導**

- ア 外国人児童生徒の人数や使用言語の多様化に対応した指導の充実
- イ 日本語指導者と教員が連携した個に応じた指導の充実
- ウ 外国人児童生徒の使用言語の多様化や居住地の散在化に対応できる指導者の育成・活用

**2 外国人児童生徒やその保護者を取り巻く教育環境の充実**

- ア 多文化共生を促進するための啓発

**3 外国人保護者に対応した支援の充実**

- ア 外国人保護者の使用言語に対応した ICT の活用
- イ 外国人保護者への学校や地域での生活の情報提供

## 第3章 基本的な考え方

### 1 基本理念

本市すべての外国人児童生徒が、将来、社会で自立し持てる能力を発揮するためには、学習や生活の上で必要となる日本語を確実に習得させるとともに、多様な他者と協働できる力等、様々な資質・能力を育むことが必要不可欠です。

また、外国人児童生徒やその保護者が安心して生活することができるよう、日本人児童生徒やその保護者が、異なる文化を持つ外国人への理解を深めていくための支援に努めるとともに、当事者である外国人児童生徒やその保護者自身も、学校教育に対しての理解を深め、共通理解を図ることができるよう支援する必要があります。

そのため、本計画では、次の基本理念をもとに外国人児童生徒教育の充実に努めていきます。

#### <基本理念>

**外国人児童生徒に自立して生きる力の基盤を育むとともに、  
安心して生活できるよう支援します。**

## 2 基本方針

基本理念を実現するため、本市の外国人児童生徒教育の推進における基本方針を、以下の通り設定しました。

### 基本方針1

外国人児童生徒がいきいきと学校生活を送り、夢や希望をもって成長できるよう、一人一人の日本語習得や学校生活適応の状況に応じた指導を充実します。

### 基本方針2

異なる文化をもつ児童生徒やその保護者が、お互いの文化を受け入れていくことができるよう理解促進に努めます。

### 基本方針3

外国人児童生徒の保護者が、学校教育に関する理解を深めるための支援を充実します。

### 3 目標値の設定

基本方針の実現のため、5年後の目標値として基本方針ごとに成果指標を設定し、達成度及び進捗の度合いを確認します。

#### < 基本方針1 > 指標 1

指標名	現状 (2017)	目標 (2023)
初期指導段階の児童生徒のうち、 1年以上の日本語指導を受け、初期指導段階から 上昇した児童生徒の割合（%） 〔対話型アセスメント（DLA）〕	72.0%	76.8%

#### < 基本方針2 > 指標 2

指標名	現状 (2018)	目標 (2023)
外国人と積極的に交流したいと 回答した日本人保護者の割合	87.2%	93.3%

#### < 基本方針3 > 指標 3

指標名	現状 (2018)	目標 (2023)
子どもの学校での生活について理解していると 回答した外国人保護者の割合	85.2%	90.0%

## 4 重点事業

### (1) 重点事業設定の考え方について

次の点に留意し、特に重要性、有効性の高い施策・事業を「重点事業」として設定します。

- ア 外国人児童生徒教育を推進していくための基本となる取組
- イ 国や本市の状況の変化等により、早期に実施するべき取組
- ウ 本計画を効果的に推進していくために地域や関係団体と連携して進めるべき取組

### (2) 重点事業

#### <基本方針1>

外国人児童生徒がいきいきと学校生活を送り、夢や希望をもって成長できるよう、一人一人の日本語習得や学校生活適応の状況に応じた指導を充実します。

#### 1 系統的な個別の指導計画等による個に応じた指導の充実

(設定の考え方：ア・イ)

学校において、外国人児童生徒一人一人の状況に応じた個別の指導計画を作成し、系統的な日本語指導や学習指導に取り組み、個別の指導計画及び指導記録をもとに教職員が共通理解を図ります。

#### 2 初期日本語指導教室の充実 (設定の考え方：ア)

来日間もない外国人児童生徒を集め、学校生活で最低限度必要な初期段階の日本語や学校のきまりなどの指導を集中して行う初期日本語指導教室の充実により、学校での学習や生活へ適応するための基盤となる態度や能力を身に付けさせます。

#### 3 日本語指導者の効果的な派遣 (設定の考え方：ア・イ・ウ)

外国人児童生徒の日本語習得や学校生活適応の状況に応じた日本語指導者を学校に派遣し、学校の教員と連携して、授業中の説明や教科書に書かれた文章を理解できるまでの日本語能力を身に付けさせます。

#### 4 日本語習得状況等調査（DLAの導入）の定期的実施・分析

（設定の考え方：ア・イ）

外国人児童生徒の小・中学校在籍数などについての調査を毎年実施するとともに、本市独自に再構成した対話型アセスメント（DLA）を活用することにより、児童生徒一人一人の日本語習得状況を客観的に把握し、個に応じたよりきめ細かな日本語指導に活かします。

#### 5 日本語指導者研修の充実（設定の考え方：ア・イ・ウ）

学校派遣の日本語指導者や日本語指導担当教員を対象とした研修会等を年間複数回実施し、指導者の専門性の向上を図ります。

さらに、外国人児童生徒が在籍する学校の教員を、大学の内地留学や研修へ計画的に派遣するなどして、人材の育成に努めます。

### <基本方針2>

異なる文化をもつ児童生徒やその保護者が、お互いの文化を受け入れていくことができるよう理解促進に努めます。

#### 6 外国人児童生徒教育についての周知・啓発

（設定の考え方：ア・イ・ウ）

本市外国人児童生徒教育の取組を掲載したリーフレットを作成し、学校の保護者会において活用するとともに、リーフレットの内容を関係団体の広報紙に掲載することなどにより、保護者・地域等への周知を図ります。



**<基本方針3>**

**外国人児童生徒の保護者が、学校教育に関する理解を深めるための支援を充実します。**

**7 ICTを活用した通訳翻訳支援**（設定の考え方：イ）

学校において、多言語化する外国人保護者との情報共有や共通理解を図るため、ICTを活用した通訳翻訳の支援を行います。

**8 宇都宮市の小・中学校ガイドブックの配付**（設定の考え方：ア）

学校教育に関する説明を翻訳したガイドブックを作成し、関係窓口や学校、国際交流団体等に配付することを通して保護者が必要としている情報提供の充実を図ります。

**9 外国人向け広報紙等の活用**（設定の考え方：イ・ウ）

外国人向け生活情報紙を、教育情報システムに毎月掲載し、各学校で外国人児童生徒・保護者へ配布し情報提供を行うため、関係課等との連携に努めます。

## 第4章 計画の展開

### 1 施策・事業の体系

※下線は重点事業

#### 基本方針1

外国人児童生徒がいきいきと学校生活を送り、夢や希望をもって成長できるよう、一人一人の日本語習得や学校生活適応の状況に応じた指導を充実します。

#### 基本施策1 日本語及び学校生活適応指導体制の充実

- (1) 系統的な個別の指導計画等による個に応じた指導の充実
- (2) 初期日本語指導教室の充実
- (3) 日本語指導者の効果的な派遣
- (4) 長期休業期間の日本語学習支援
- (5) 外国人児童生徒教育拠点校における日本語指導の充実
- (6) **新**日本語習得状況等調査（DLAの導入）の定期的実施・分析

#### 基本施策2 日本語指導者の育成・活用

- (7) 日本語指導者研修の充実
- (8) 日本語指導者情報連絡会の実施
- (9) 日本語指導等に関する指導資料の配布
- (10) 日本語学習ボランティア育成事業の活用
- (11) 「街の先生」活動事業を活用した学習支援

#### 基本方針2

異なる文化をもつ児童生徒やその保護者が、お互いの文化を受け入れていくことができるよう理解促進に努めます。

#### 基本施策3 多文化共生の理解促進

- (12) 外国人児童生徒教育についての周知・啓発
- (13) 多文化共生に関する講座等の活用
- (14) 国際理解教育の推進
- (15) 人権教育の推進
- (16) 宮っ子心の教育の推進

### 基本方針3

外国人児童生徒の保護者が、学校教育に関する理解を深めるための支援を充実します。

#### 基本施策4 学校と外国人保護者との共通理解の推進

- (17) 保護者相談に係るケース会議の実施
- (18) 保護者会や三者懇談等への通訳者派遣
- (19) 進路相談等への通訳者派遣
- (20) 学校別通知文書の翻訳支援
- (21) 会話サポートシステムの活用
- (22) 新ICTを活用した通訳翻訳支援

#### 基本施策5 学校教育等に関する情報提供の充実

- (23) 外国人保護者向け進路ガイダンスの実施
- (24) 宇都宮市の小・中学校ガイドブックの配付
- (25) 就学促進のための個別相談の実施
- (26) 母語による就学案内の配付
- (27) 各種翻訳文書データの整理・活用
- (28) 新外国人向け広報紙等の活用

## 2 施策・事業の展開

※ 関係課等の「国際交流団体等」には、大学や企業も含む。

基本方針<sup>1</sup> 外国人児童生徒がいきいきと学校生活を送り、夢や希望をもって成長できるよう、一人一人の日本語習得や学校生活適応の状況に応じた指導を充実します。

### 《基本施策1 日本語及び学校生活適応指導体制の充実》

事業番号（1）

事業名	<b>重点</b> 系統的な個別の指導計画等による個に応じた指導の充実
内容	学校において、海外における学習・生活体験や初期日本語指導教室における指導記録等を踏まえ、市派遣の日本語指導者との連携・協力により、外国人児童生徒一人一人の状況に応じた個別の指導計画を作成し、系統的な日本語指導や学習指導に取り組みます。 さらに、学習や生活についての個別の指導計画及び指導記録をもとに教職員が共通理解を図り指導体制を強化します。
関係課等	学校教育課（国際交流団体等）

事業番号（2）

事業名	<b>重点</b> 初期日本語指導教室の充実
内容	来日間もない外国人児童生徒を毎日集め、学校生活で最低限度必要な初期段階の日本語や学校のきまりなどの指導を行う初期日本語指導教室の指導の充実を図るとともに、通級者の日本語習得状況に応じて指導期間を延長するなどして、学校での学習や生活へ適応するための基盤となる態度や能力を身に付けさせます。
関係課等	学校教育課

## 事業番号（3）

事業名	<b>重点</b> 日本語指導者の効果的な派遣
内容	外国人児童生徒の母語を使用して日本語や生活のきまりを指導する指導者、または、国際交流団体の実施する日本語指導者養成講座等を修了した専門性の高い指導者を、外国人児童生徒の日本語取得や学校生活適応の状況に応じて学校へ派遣し、学校の教員と連携して、授業中の説明や教科書に書かれた文章を理解できるまでの日本語能力を身に付けさせます。
関係課等	学校教育課（国際交流団体等）

## 事業番号（4）

事業名	長期休業期間の日本語学習支援
内容	学校の春季や夏季の長期休業期間に、宇都宮市国際交流協会が日本語などの補充学習を行う教室を開設し、外国人児童生徒の日本語学習を支援します。
関係課等	学校教育課（国際交流団体等）

## 事業番号（5）

事業名	外国人児童生徒教育拠点校における日本語指導の充実
内容	外国人児童生徒教育拠点校に日本語教室担当教員を配置するとともに、定期的な学校訪問等により指導の充実に努めます。
関係課等	学校教育課

## 第4章 計画の展開

### 事業番号（6）

事業名	<b>重点</b> <b>新日本語習得状況等調査（DLAの導入）の定期的実施・分析</b>
内容	外国人児童生徒の小・中学校在籍数などについての調査を毎年実施するとともに、本市独自に再構成した対話型アセスメント※1（DLA）※2を活用することにより、児童生徒一人一人の日本語習得状況を客観的に把握し、個に応じたよりきめ細かな日本語指導に活かします。
関係課等	学校教育課

※1「対話型アセスメント」：文部科学省「外国人児童生徒の総合的な学習支援事業」の一環で開発された、学校において利用可能な日本語能力測定方法。言語能力を把握するとともに、学習支援のための指導計画の助けとなり、児童生徒一人一人に応じた指導が期待できます。

※2「DLA」：Dialogic Language Assessmentの略

### 《基本施策2 日本語指導者の育成・活用》

#### 事業番号（7）

事業名	<b>重点</b> <b>日本語指導者研修の充実</b>
内容	市から学校へ派遣している日本語指導者や初期日本語指導教室担当教員、外国人児童生徒教育拠点校日本語教室担当教員、一般校の日本語指導担当教員を対象とした研修会等を年間数回実施し、指導者の専門性の向上を図ります。  さらに、外国人児童生徒が在籍する学校の教員を、大学の内地留学や研修へ計画的に派遣するなどして、人材の育成に努めます。
関係課等	学校教育課（国際交流団体等）

#### 事業番号（8）

事業名	<b>日本語指導者情報連絡会の実施</b>
内容	市から学校へ派遣している日本語指導者や初期日本語指導教室担当教員、外国人児童生徒教育拠点校日本語教室担当教員による外国人児童生徒の状況などについての情報交換会を実施し、情報の共有化やネットワークづくりを推進します。
関係課等	学校教育課（国際交流団体等）

## 事業番号 (9)

事業名	日本語指導等に関する指導資料の配付
内容	外国人児童生徒への日本語指導に関する指導計画や教材等について外国人児童生徒教育拠点校や国際交流団体等と協力して調査研究を行い、指導資料にまとめ学校に配付することにより、指導の充実を図ります。
関係課等	学校教育課（国際交流団体等）

## 事業番号 (10)

事業名	日本語学習ボランティア育成事業の活用
内容	外国人住民に日本語学習を支援するボランティアを育成する事業により、日本語指導者として専門性を高めた人材の活用を図ります。 国際交流プラザ【日本語学習支援ボランティア養成講座の開催】
関係課等	学校教育課（国際交流プラザ・国際交流団体等）

## 事業番号 (11)

事業名	「街の先生」活動事業を活用した学習支援
内容	「街の先生」に登録した保護者や地域住民などの協力者（学校支援ボランティア）を活用し、学校が必要に応じて訪問を要請することにより、外国人児童生徒の理解が不十分な学習内容への補充学習の充実を図ります。
関係課等	学校教育課

## 第4章 計画の展開

基本方針<sup>2</sup> 異なる文化をもつ児童生徒やその保護者が、お互いの文化を受け入れていくことができるよう理解促進に努めます。

### 《基本施策3 多文化共生の理解促進》

事業番号 (12)

事業名	<b>重点</b> 外国人児童生徒教育についての周知・啓発
内容	本市外国人児童生徒教育の取組を掲載したリーフレットを作成し、学校の保護者会において活用するとともに、リーフレットの内容を関係団体の広報紙に掲載することなどにより、保護者・地域等に周知する。
関係課等	学校教育課

事業番号 (13)

事業名	多文化共生に関する講座等の活用
内容	国際交流プラザが実施する国際理解講座や、生涯学習センターにおける国際理解・国際交流を促進する講座等を学校や保護者に周知し、参加促進を行うことにより、多文化共生意識の醸成を図ります。 国際交流プラザ【国際理解講座の開催】 生涯学習課 【多文化共生に向けた教育の推進】
関係課等	学校教育課（国際交流プラザ・生涯学習課・国際交流団体等）

事業番号 (14)

事業名	国際理解教育の推進
内容	小・中学校の授業、国際交流活動等を通して、外国の歴史への関心などの国際感覚を養うとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる教育を推進します。
関係課等	学校教育課



## 事業番号 (15)

事業名	人権教育の推進
内容	国籍を問わず一人ひとりの違いを共感的に認め、差別を解消することの大切さを理解させるために、児童生徒の共同体験活動等を実施し、人権意識を養う教育を推進します。
関係課等	学校教育課

## 事業番号 (16)

事業名	宮っ子心の教育の推進
内容	すべての児童生徒に他者を思いやる心や外国の文化を大切にする心などの豊かな心を育むために、「特別の教科 道徳」の学習を充実させるとともに、小中学校9年間を見通し、地域や児童生徒の実態を踏まえた体験活動を系統的に実施する「宮っ子心の教育」を推進します。
関係課等	学校教育課

## 第4章 計画の展開

---

基本方針③ 外国人児童生徒の保護者が、学校教育に関する理解を深めるための支援を充実します。

---

### 《基本施策4 学校と外国人保護者との共通理解の推進》

事業番号 (17)

事業名	保護者相談に係るケース会議の実施
内容	外国人児童生徒の海外での学習・生活体験や母国の文化・慣習などから、編入学する学校や学年の判断、学校生活への適応や進路などについて特に配慮が必要な場合において、対応を検討する担当者のケース会議を開き、学校と関係各課が連携して外国人児童生徒への指導及び保護者への支援を行います。
関係課等	学校教育課（学校管理課・学校健康課・教育センター）

事業番号 (18)

事業名	保護者会や三者懇談等への通訳者派遣
内容	学校での保護者会や教員と保護者の懇談、就学や特別支援教育に関する相談等に、市から通訳者を派遣し、外国人児童生徒の保護者との学校教育に関わる共通理解を促進します。
関係課等	学校教育課（学校管理課・教育センター）

## 事業番号 (19)

事業名	<b>進路相談等への通訳者派遣</b>
内容	<p>進路決定時期にあたる中学校3年において、学校で実施される進路相談や進学先説明会などに、市から通訳者を派遣します。さらに、小学校6年においても、進路決定に必要な場合には、同様に通訳者を派遣し、外国人保護者と学校の進路に関わる共通理解を促進します。</p> <p>また、就学時健康診断時に行われる小学校入学予定の子どもの保護者への説明会において、通訳者の派遣により学校教育に関する情報を提供し、小学校入学に関する不安の解消に努めます。</p>
関係課等	学校教育課（学校管理課）

## 事業番号 (20)

事業名	<b>学校別通知文書の翻訳支援</b>
内容	<p>各種翻訳文書を有効活用するとともに、市が依頼した翻訳者と連携して通知票の記載文章の翻訳などを行い、外国人児童生徒の保護者に提供することにより、児童生徒の学習や学校生活の状況について共通理解を図ります。</p>
関係課等	学校教育課

## 事業番号 (21)

事業名	<b>会話サポートシステムの活用</b>
内容	<p>多言語による通訳者や通訳ボランティアの登録・派遣を外国人児童生徒の保護者が適宜利用できるよう、初期日本語指導教室や学校を通じて周知し、活用を図ります。</p> <p style="text-align: center;">国際交流プラザ【通訳ボランティア登録派遣事業】</p>
関係課等	学校教育課（国際交流プラザ）

## 第4章 計画の展開

事業番号 (22)

事業名	<b>重点</b> <b>新ICTを活用した通訳翻訳支援</b>
内容	学校において、多言語化する外国人保護者との情報共有や共通理解を図るため、ICTを活用した通訳翻訳の支援を適宜行います。
関係課等	学校教育課

### 《基本施策5 学校教育等に関する情報提供の充実》

事業番号 (23)

事業名	<b>外国人保護者向け進路ガイダンスの実施</b>
内容	小学校高学年から中学校にかけての外国人児童生徒とその保護者を対象として、高校入試制度や中学校での学習に関する説明会を関係団体と共催して実施し、進路決定に必要な基礎情報の提供に努めます。
関係課等	学校教育課（国際交流団体等）

事業番号 (24)

事業名	<b>重点</b> <b>宇都宮市の小・中学校ガイドブックの配付</b>
内容	学校教育に関する説明を翻訳したガイドブックを作成し、関係窓口や学校、国際交流団体等に配付することを通して保護者が必要としている情報を提供します。 さらに、来日間もない児童生徒が通級する初期日本語指導教室や相談窓口において、ガイドブックを活用し、保護者等への説明を行います。
関係課等	学校教育課（学校管理課・学校健康課・生涯学習課・教育センター・国際交流団体等）

## 事業番号 (25)

事業名	<b>就学促進のための個別相談の実施</b>
内容	小・中学校に就学していない外国人の子どもの保護者に対して、就学相談窓口において母語による会話ができる通訳者を同席させ、日本の教育制度や就学手続きなどについて説明することにより、就学の促進を図ります。
関係課等	学校管理課（学校教育課）

## 事業番号 (26)

事業名	<b>母語による就学案内の配付</b>
内容	小・中学校に就学していない、または、次年度小学校入学を予定している外国人の子どもの保護者に対して、母語やわかりやすい日本語による就学案内を配付することにより、就学の促進を図ります。
関係課等	学校管理課

## 事業番号 (27)

事業名	<b>各種翻訳文書データの整理・活用</b>
内容	外国人児童生徒に関する保護者あて文書や説明パンフレットを教育情報システムに掲載するとともに、翻訳された学校通知文書例が掲載された大学や行政機関のホームページを紹介するなどして、学校が活用できるよう支援します。
関係課等	学校教育課（国際交流団体等）

## 第4章 計画の展開

事業番号 (28)

事業名	<b>重点</b> <b>新外国人向け広報紙等の活用</b>
内容	外国人向け生活情報紙を、教育情報システムに、毎月掲示し、各学校で外国人児童生徒・保護者へ配布し情報提供を行うため、関係課等との連携に努めます。 国際交流プラザ【外国人住民向け生活情報紙の発行】
関係課等	学校教育課（国際交流プラザ・国際交流団体等）



## 第5章 計画の推進にあたって

本計画の基本理念である「外国人児童生徒に自立して生きる力の基盤を育むとともに、安心して生活できるよう支援する」ためには、教育委員会及び学校が、外国人児童生徒たちと共に学校生活を送る日本人児童生徒やその保護者、地域、国際交流団体、大学等と連携・協力しながら、それぞれが取組を進めていくことが重要です。

### 1 学校

- 日本語指導者や関係団体等と連携・協力し、教職員は外国人児童生徒一人一人に応じた指導の充実に取り組みます。
- 外国人児童生徒の保護者に対して、情報発信・提供を積極的に行うとともに懇談の機会を充実させることにより、連携・協力を推進します。
- 国際理解教育や人権教育などの国籍を問わず互いに尊重し合う教育を推進するとともに、日本人児童生徒やその保護者への意識啓発のための情報を発信・提供します。

### 2 関係団体

- 国際交流団体や大学等は、教育委員会や学校と連携しながら、外国人児童生徒や保護者に対して日本語習得や生活適応への支援、就学促進のための取組を推進します。

### 3 日本人児童生徒

- 国際感覚や人権意識を高めるとともに、言葉や国籍、生活習慣の違いを認め合い、互いに尊重・協力しながら外国人児童生徒と学校生活を送ります。

### 4 日本人児童生徒の保護者

- 言葉や国籍の違いにかかわらず互いを尊重し、外国人児童生徒と助け合うことの大切さを理解させる家庭での教育に努めます。
- 学校や地域の行事などにおいて、外国人児童生徒やその保護者と進んで交流し、望ましい人間関係をつくるよう努めます。

## 第5章 計画の推進にあたって

### 5 地域

- 外国人児童生徒を取り巻く地域の住民が、それぞれの国の生活習慣や文化を理解し、外国人児童生徒やその保護者と進んで交流できるよう努めます。
- 外国人児童生徒とその保護者が、地域の一員として安心して生活できるようにするため、地域の様々な人材やボランティアの参加・協力を得られるよう努めます。

### 6 教育委員会

- 庁内関係課との連携を図りながら、取組を総合的・計画的に推進するとともに、必要に応じて、取組の見直しや新たな取組を検討、実施します。
- 日本語指導者の派遣や初期日本語指導教室により、学校の取組を積極的に支援します。
- 日本語指導者研修の実施や指導資料の作成・配付など、必要に応じた指導・助言を行います。
- 外国人児童生徒の保護者に対して、日本語や生活習慣の理解状況に応じて本市の学校教育や子育てに係わる情報を発信・提供します。
- 日本人児童生徒やその保護者等が、異なる文化を持つ外国人を受け入れていくことができるよう関係団体等との連携を図り取組の充実に努めます。

外国人児童生徒やその保護者は、自ら日本語の習得や、学校・日本人児童生徒の保護者・地域の住民との連携・交流に努めることも大切です。

#### 1 外国人児童生徒

- 学校や初期日本語指導教室での日本語学習に加え、家庭での自主学習や関係団体が実施する日本語講座等の機会を利用した学習に取り組みます。
- 学校行事や部活動等に積極的に参加し、自分の持つ文化的背景等のよさを生かしながら、幅広い人間関係をつくることに努めます。

#### 2 外国人児童生徒の保護者

- 関係団体が実施する日本語講座等の機会を利用し、日本語の習得や日本文化の理解に努めます。
- 学校や地域の活動、関係団体の国際交流活動等に積極的に参加し、自分の持つ文化的背景等のよさを生かしながら、地域の一員としての人間関係をつくることに努めます。



## 資料編

## 1 参考資料

## (1) 計画策定に係る基礎数値

## 【参考資料1】 国内の日本語指導が必要な外国人児童生徒数

(人)

国内	H 2 4	H 2 6	H 2 8
日本語指導が必要な 外国人児童生徒数	2 4, 7 1 2	2 6, 6 9 3	3 0, 9 4 8
上記のうち栃木県の 該当児童生徒数	5 5 7	5 4 7	6 2 7

【出典】文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」  
(隔年5月1日現在)

## 【参考資料2】 国内の日本語指導が必要な日本国籍を持つ児童生徒数

(人)

国内	H 2 4	H 2 6	H 2 8
日本語指導が必要な 日本国籍児童生徒数	5, 8 4 9	7, 4 8 5	9, 0 5 3
上記のうち栃木県の 該当児童生徒数	7 3	1 1 3	1 3 0

【出典】文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」  
(隔年5月1日現在)

## 【参考資料3】 本市の外国籍児童生徒在籍数

(人)

	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
外国人児童生徒数	2 2 3	2 3 0	2 3 2	2 3 8	2 2 9
内小学校	1 3 0	1 3 3	1 4 6	1 7 2	1 6 3
内中学校	9 3	9 7	8 6	6 6	6 6

(本市独自調査 年度末)

## 【参考資料４】 本市の日本語指導が必要な児童生徒数

(人)

	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
日本語指導が必要な児童生徒数	9 6	1 1 9	1 1 6	1 1 0	1 1 8	1 1 3
内小学校	6 6	7 9	8 1	7 9	9 0	8 8
内中学校	3 0	4 0	3 5	3 1	2 8	2 5

(本市独自調査)

## 【参考資料５】 本市の日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍校数

(校)

	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍校数	3 2	3 6	4 2	3 7	4 1	4 1
内小学校	2 3	2 6	2 8	2 5	2 7	2 9
内中学校	9	1 0	1 4	1 2	1 4	1 2

(本市独自調査)

## 【参考資料６】 初期日本語教室に在籍した児童生徒数

(人)

	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
初期日本語教室に在籍した児童生徒数	1 0	2 7	2 4	3 2	2 0

(本市独自調査)

## (2) 外国人児童生徒及びその保護者、日本人児童生徒の保護者の意識等

- ・ 調査名 様々な国籍の子どもたちへの教育に関するアンケート調査
- ・ 実施 宇都宮市教育委員会事務局学校教育課
- ・ 調査年月 平成30年6月
- ・ 調査対象 外国人児童生徒教育拠点校(日本語教室を設置している小学校6校・中学校2校)に在籍する外国人児童生徒及びその保護者、外国人児童生徒が在籍する学級の日本人保護者
 

① 外国人児童生徒	63人
② 外国人児童生徒の保護者	71人
③ 小・中学校日本人保護者	227人

### 【参考資料7】 外国人児童生徒の意識

#### 1 日本の学校への入学・編入学時の意識

##### (1) 嬉しかったこと(複数回答)

- ア 日本の学校に通うようになったこと(20人)
- イ 日本語を学習すること(26人)
- ウ 日本の学校で学習すること(27人)
- エ 日本人の友だちができること(47人)
- オ 日本人の子供と話したり、遊んだりできること(42人)
- カ あまりない(5人)
- キ その他(1人)

##### (2) 大変だと思っていたこと(複数回答)

- ア 先生や級友が話す日本語が分からなかったこと(27人)
- イ 学校便りや教室掲示の文章の日本語が読めなかったこと(24人)
- ウ 自分の気持ちを先生や級友に、うまく話すことができなかったこと(27人)
- エ 学校のきまりや約束が分からなかったこと(23人)
- オ クラスに友だちがいなかったこと(7人)
- カ あまりない(16人)
- キ その他(0人)

#### 2 現在の意識

##### (1) 日本の学校に通って良かったこと(複数回答)

- ア 日本語で聞いたり、話したりすることができるようになったこと(42人)
- イ 日本語で文章を読んだり、書いたりすることができるようになったこと(38人)

- ウ 授業の内容が分かるようになったこと (43人)
  - エ 将来なりたい職業や通いたい学校が見つかったこと (25人)
  - オ 日本人の友だちができたこと (45人)
  - カ 学習や生活のことについて相談できる人ができたこと (33人)
  - キ あまりない (3人)
  - ク その他 (0人)
- (2) 日本の学校に通っていて特に大変だと思うこと (複数回答)
- ア 先生や級友が話す日本語が分からなかったこと (14人)
  - イ 学校のきまりや約束が分からなかったこと (6人)
  - ウ 学校便りや教室掲示の文章の日本語が読めなかったこと (13人)
  - エ 自分の気持ちを先生や級友に、うまく話すことができないこと (21人)
  - オ クラスに友だちがいないこと (3人)
  - カ 授業中に先生が説明する日本語が分からないこと (14人)
  - キ 授業中に配られるプリントやテストに書かれている日本語が分からないこと (18人)
  - ク あまりない (12人)
  - コ その他 (24人)
- 3 初期日本語指導教室に通級して思ったこと (対象23人)
- (1) 通級して良かったと思った児童生徒数
- ア 通級して良かった (23人)
  - イ 通級しなければ良かった (0人)
- (2) 通級して良かったと思ったこと (複数回答)
- ア 日本語を毎日学習すること (15人)
  - イ 日本語が分かるようになったこと (17人)
  - ウ 日本の学校のきまりを学習すること (12人)
  - エ 日本の学校のきまりが分かったこと (12人)
  - オ 他の子どもと話したり、先生と話したりしたこと (15人)
  - カ あまりない (2人)
  - キ その他 (0人)

**【参考資料8】 外国人児童生徒の保護者の意識**

- 1 日本人との交流について（複数回答）
  - (1) 日本人の知人等の有無
    - ア い る（59人）
    - イ いない（12人）
  - (2) 知り合いになったきっかけについて
    - ア 同じ職場（27人）
    - イ 家が近所（22人）
    - ウ 地域の行事等で一緒（9人）
    - エ 同じ学校の保護者（24人）
    - オ その他（5人）
  
- 2 日本人の保護者と交流して嬉しかったこと（複数回答）
  - ア 学校や地域の活動で一緒になったときに話をしたこと（24人）
  - イ 子ども同士が遊んだこと（9人）
  - ウ 日本の学校について、日本語で分かりやすく説明してくれたこと  
(20人)
  - エ 学校からのお知らせについて、日本語で分かりやすく説明してくれたこと（12人）
  - オ 子育てについて話をしたこと（24人）
  - カ 嬉しかったことはあまりない（12人）
  - キ その他（9人）
  
- 3 子どもが日本の学校に通い始めたころに必要なだったこと（複数回答）
  - ア 毎日、日本語を教えること（15人）
  - イ 1週間に1, 2日、日本語を教えること（5人）
  - ウ 毎日、日本の学校や生活のきまりについて教えること（9人）
  - エ 1週間に1, 2日、学校や生活のきまりについて教えること  
(15)
  - オ 毎日、授業で分からなかったことについて教えること（24人）
  - カ 1週間に1, 2日、授業で分からなかったことについて教えること（17人）
  - キ その他（11人）

**【参考資料9】 日本人児童生徒の保護者の意識**

- 1 日本に住む外国人の方々との交流について
  - (1) 外国人の知人等の有無
    - ア い る (120人)
    - イ いない (100人)
  - (2) 知り合いになったきっかけについて
    - ア 同じ職場 (22人)
    - イ 家が近所 (24人)
    - ウ 地域の行事等で一緒 (5人)
    - エ 同じ学校の保護者 (46人)
    - オ その他 (24人)
  - (3) 外国人との交流について
    - ア 積極的に交流したい (28人)
    - イ 機会があれば交流したい (170人)
    - ウ あまり交流したくない (10人)
    - エ 交流したくない (1人)
    - オ その他 (10人)
  
- 2 外国人の保護者が困っていると思うことについて (複数回答)
  - ア 言葉が分からないこと (164人)
  - イ 日本の生活習慣や文化が分からないこと (151人)
  - ウ 日本の教育について分からないこと (92人)
  - エ 知人や友人が少ないこと (91人)
  - オ 子どものことで相談できる人が少ないこと (103人)
  - カ 特にない (1人)
  - キ その他 (4人)
  
- 3 様々な国籍の子どもと一緒に学校生活を送ることで、身に付くこと (複数回答)
  - ア 外国の文化や生活習慣が分かるようになること (145人)
  - イ 外国人の考え方が分かるようになること (115人)
  - ウ 外国の言葉が分かるようになること (97人)
  - エ いろいろな人と協力するようになること (140人)
  - オ 日本のよさが分かるようになること (51人)
  - カ その他 (12人)

**(3) 関係法令等****【参考資料10】外国人児童生徒の受入及び教育に係る関係法令****日本国憲法（昭和21年11月3日公布）**

- 第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

**教育基本法（平成18年12月22日法律第百二十号）****（義務教育）**

- 第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。(2～4項省略)

**経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）****（昭和54年8月4日条約第6号）（抄）**

- 第十三条 一 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。
- 二 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。
- (a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
- (b) 種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

**児童の権利に関する条約（平成6年5月16日条約第2号）（抄）**

第二十八条 一 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

**学校教育法施行規則第56条の2等の規定（平成26年文部科学省告示第1号）（平成26年1月14日告示，平成26年4月1日施行）**

第五十六条の二 小学校において、日本語に通じない児童のうち、当該児童の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第五十六条の三 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童が設置者の定めるところにより他の小学校又は特別支援学校の小学部において受けた授業を、当該児童の在学する小学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。



**文部科学省初等中等教育局長通知（平成26年1月14日）****学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）**

このたび、別添のとおり「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第2号）」及び「学校教育法施行規則第56条の2等の規定による特別の教育課程について定める件（平成26年文部科学省告示第1号）」が平成26年1月14日に公布され、平成26年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、国際化の進展等に伴い、我が国の義務教育諸学校において帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導の需要が高まっていることを踏まえ、当該児童生徒に対する日本語指導を一層充実させる観点から、当該児童生徒の在籍学級以外の教室で行われる指導について特別の教育課程を編成・実施することができるよう制度を整備するものです。

これらの改正等の概要及び留意事項は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に御対応くださるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人の長にあっては附属学校に対して、このことを十分周知されるようお願いいたします。

## 記

## 第1 改正等の概要

## 1 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第2号）

## (1) 特別の教育課程の編成・実施

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、日本語に通じない児童又は生徒のうち、当該児童又は生徒の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導（以下「日本語の能力に応じた特別の指導」という。）を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができることとする。（第56条の2、第79条、第108条第1項及び第132条の3関係）

## (2) 他の学校における指導

特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が設置者の定

## 資料編

めるところにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができることとすること。(第 56 条の 3, 第 79 条, 第 108 条第 1 項及び第 132 条の 4 関係)

### 2 学校教育法施行規則第 56 条の 2 等の規定による特別の教育課程について定める件 (平成 26 年文部科学省告示第 1 号)

学校教育法施行規則第 56 条の 2 (同令第 79 条及び第 108 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。) 及び第 132 条の 3 の規定による特別の教育課程について以下のとおり定めたこと。

#### (1) 指導内容

日本語の能力に応じた特別の指導は、児童又は生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的とする指導とすること。(第 1 号関係)

#### (2) 授業時数

日本語の能力に応じた特別の指導に係る授業時数は、年間 10 単位時間から 280 単位時間までを標準とすること。また、当該指導に加え、学校教育法施行規則第 140 条の規定による特別の教育課程について定める件 (平成 5 年文部省告示第 7 号) に定める障害に応じた特別の指導を行う場合は、2 種類の指導の授業時数の合計がおおむね年間 280 単位時間以内とすること。(第 2 号及び附則第 2 項関係)

## 第 2 留意事項

### 1 特別の教育課程の指導内容等について

日本語の能力に応じた特別の指導 (以下「日本語指導」という。) には、当該児童生徒の日本語の能力を高める指導のみならず、当該児童生徒の日本語の能力に応じて行う各教科等の指導も含むものであること。その場合の各教科等の指導内容は、当該児童生徒の在籍する学年の教育課程に必ずしもとらわれることなく、当該児童生徒の学習到達度に応じた適切な内容とすること。なお、当該児童生徒の受入れに当たって在籍させる学年については、必ずしもその年齢にとらわれることなく、必要に応じて相当の下学年に在籍させることについても配慮すること。

### 2 特別の教育課程の対象となる児童生徒について

- (1) 日本語指導の対象となる「日本語に通じない」児童生徒とは、海外から帰国した児童生徒や外国人児童生徒、その他主たる家庭内言語が外国語であるなど日本語以外を使用する生活歴がある児童生徒のうち、学校生活を送る

とともに教科等の学習活動に取り組むために必要な日本語の能力が十分でないものを指すものとする。

- (2) 日本語指導の対象とすることが適当な児童生徒の判断は学校長の責任の下で行うこととし、その際、主たる指導者（以下「日本語指導担当教員」という。）を始めとする複数人により、児童生徒の実態を多面的な観点から把握・測定した結果を参考とすることが望ましいこと。

### 3 特別の教育課程の指導の形態及び場所について

- (1) 日本語指導は、複数校への巡回による指導も含め児童生徒の在学する学校において行うことを原則とするが、指導者の確保が困難である場合等は、他の学校における指導が認められること。

- (2) 他の学校において日本語指導を行う場合は、当該指導を受ける児童生徒が在学する学校の設置者の定めに従い、児童生徒の在学する学校及び日本語指導を行う学校が連携しながら、適切に行うこととする。

その際、当該児童生徒の特別の教育課程は、児童生徒の在学する学校が責任をもって編成すること。また、他の学校の児童生徒に対し日本語指導を行う学校にあっては、当該児童生徒を自校の児童生徒と同様に責任をもって指導するとともに、日本語指導の記録を作成・管理し、当該児童生徒が在学する学校に対して、当該記録の写しを通知すること。

- (3) 日本語指導を受ける児童生徒が在学する学校の設置者は、当該児童生徒が他の設置者の設置する学校において日本語指導を受ける場合には、当該児童生徒の教育について、あらかじめ日本語指導を行う学校の設置者と十分に協議を行うこと。

- (4) 特別支援学校の小学部又は中学部に在学する児童生徒を対象に、日本語指導を行う場合についても、(1)と同様に児童生徒の在学する学校において指導を行うことを原則とするが、指導者の確保が困難であるなどの理由により、例外的に他の特別支援学校、小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程において指導を行う場合は、次に掲げる事項について留意すること。

- 1 日本語指導を行う学校において、障害のある児童生徒を指導するための支援体制や学校施設設備が十分に整備されていること。

- 2 障害のある児童生徒が、在学する学校又は自宅から日本語指導を行う学校へ移動するに当たっては、その距離や時間、児童生徒の発達段階等を勘案し、教職員や保護者等との相互の連携・協力の下、安全面に十分配慮すること。

### 4 特別の教育課程の授業時数について

- (1) 日本語指導に係る授業時数は、児童生徒の実態を踏まえて適切に定めるものとし、特別の必要がある場合には、年間 280 単位時間を超えて指導する

## 資料編

ことを妨げるものではないこと。また、当該指導に加え、障害に応じた特別の指導を行う場合の 2 種類の指導の授業時数の合計についても同様であること。

- (2) 授業の実施に当たっては、児童生徒の実態を踏まえ、初期段階における集中的な指導や週当たりの授業時間の段階的な設定など、弾力的な運用が可能であること。

### 5 特別の教育課程の指導者について

- (1) 日本語指導担当教員は、教員免許を有する教員（常勤・非常勤講師を含む）とし、日本語指導を受ける児童生徒の指導の中心となって、児童生徒の実態の把握、指導計画の作成、日本語指導及び学習評価を行うものとする。
- (2) 指導を補助する者は、必要に応じて配置し、日本語指導担当教員が作成した指導計画に基づき、当該教員が行う日本語指導や教科指導等の補助や児童生徒の母語による支援を行うものとする。

### 6 特別の教育課程の指導計画の作成及び学習評価の実施

- (1) 日本語指導を受ける児童生徒が在学する学校は、個々の児童生徒の日本語の能力や学校生活への適応状況を含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にした指導計画を作成し、学習評価を行うこと。

また、指導計画は、児童生徒の日本語の習得状況を踏まえ、定期的に見直すことが望ましいこと。

- (2) 指導計画の様式は、各地域の実情等に応じて定めるものとし、指導計画とその実績は学校設置者に提出すること。

### 7 その他

教員が、本務となる学校以外の学校において日本語指導を行う場合には、当該教員の身分取扱いを明確にすること。

## 第3 施行期日

本施行通知に係る省令及び告示については、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとする。

**【参考資料 1 1】外国人児童生徒教育に係る国の計画等**  
**「第 3 期教育振興基本計画」（平成 3 0 年 6 月 1 5 日閣議決定）一部抜粋**

**4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティーネットを構築する**

**目標（15）多様なニーズに対応した教育機会の提供**

障害や不登校，日本語能力，複合的な困難等の多様なニーズに丁寧に対応し，一人一人の子供の能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現する。併せて，ライフステージ全体を通じて，多様な背景を持つ人々のニーズに対応した教育機会を提供する。

**○ 海外で学ぶ子どもや帰国児童生徒，外国人児童生徒等への教育推進**

日本人学校や補習授業における教育環境機能の強化を図ため，教師の派遣や教材整備等に引き続き取り組む。また，帰国児童生徒や外国人児童生徒等の海外における学習・生活体験を尊重しつつ，国内の学校への円滑な適応を図るため，日本語指導を行うための教員配置や，実践的な教員研修の実施，日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程の編成実施の促進などを推進する。

**○ 地域における外国人に対する日本語教育の推進**

日本国内に在留している外国人等が日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう，地方公共団体やNPOなどによる地域における日本語教育に関する優れた取組の支援や，日本語教育の充実に資する研修等を行う。

「日本語指導が必要な児童生徒に対する指導の在り方について（審議のまとめ）」（平成25年5月31日文科科学省）一部抜粋

2. 学校教育における日本語指導の在り方について

(1) 教育課程への位置付け（「特別の教育課程」の編成・実施）

- 児童生徒の学ぶ権利を保障し、学校教育法施行規則及び学習指導要領で定める教育課程に基づく学習内容の定着を図る上で、児童生徒が在籍する学校、とりわけ在籍する学級において各教科等の学習活動に参加することのできる環境整備を図ることは極めて重要である。

日本語指導が必要な児童生徒については、他の児童生徒とともに学校生活を送るために必要な日本語を身に付け、日本語で各教科等の学習に参加できるよう配慮することも大切である。

- このような点を踏まえ、学校教育の中で行う日本語指導については、必要に応じて教育課程に位置付けて行うことができるよう制度を整備することが必要である。

教育課程に位置付けるに当たっては、学校教育の一環として行う日本語指導について質の担保を図る観点から、国において一定の要件を定めるとともに、例えば、各教科等の授業時数に替えて日本語指導を行う時間を設けることを可能とするため、現行の教育課程の基準によらない「特別の教育課程」を編成・実施することができるようにすることが適切である。

「特別の教育課程」の編成・実施については、これまで、障害のある児童生徒に対して、一定の要件の下で「通級による指導」が行われてきた。また、教育基本法及び学校教育法における学校教育の目標に関する規定等に照らして適切であり、かつ、地域や学校の実態、児童生徒の心身の発達段階や特性を考慮した教育を実施する必要がある場合などにおいて、一定の要件の下で認められてきたものである。学校教育の一環として、児童生徒一人一人の実態に応じて行う日本語指導は、「特別の教育課程」を編成・実施する趣旨に沿うものと考えられる。

(2) 「特別の教育課程」による日本語指導の要件

- 「特別の教育課程」の編成・実施を認める日本語指導（以下『特別の教育課程』による日本語指導」という。）は、次のような要件を満たす指導とすることが適切である。

## 「特別の教育課程」による日本語指導

## (I) 指導の内容

児童生徒が学校教育において各教科その他の教育活動に、日本語で参加できることを目的とする指導。

※ 学校生活を送るために必要な日本語を身に付けるための指導も含まれる。

## (II) 指導の対象とする児童生徒

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する日本語指導が必要な児童生徒。

※ 指導の要否は校長が判断。

## (III) 指導者

① 日本語指導担当教員（主たる指導者）：教員免許を有する教員（常勤・非常勤講師を含む）

② 日本語指導補助者：日本語指導や教科指導等の補助を行う支援者、子供の母語がわかる支援者

※ ②日本語指導補助者は必置ではない。

## (IV) 授業時数

年間 10 単位時間から 280 単位時間までを標準とする。

※ 1 授業時数の 1 単位時間は、学校教育法施行規則別表に定める小・中学校等の 1 単位時間（45 分又は 50 分）に準じるものとする。

※ 2 なお、児童生徒の実態に応じて特別の必要がある場合に年間 280 単位時間を超えて指導することを妨げるものではない。

## (V) 指導の形態及び場所

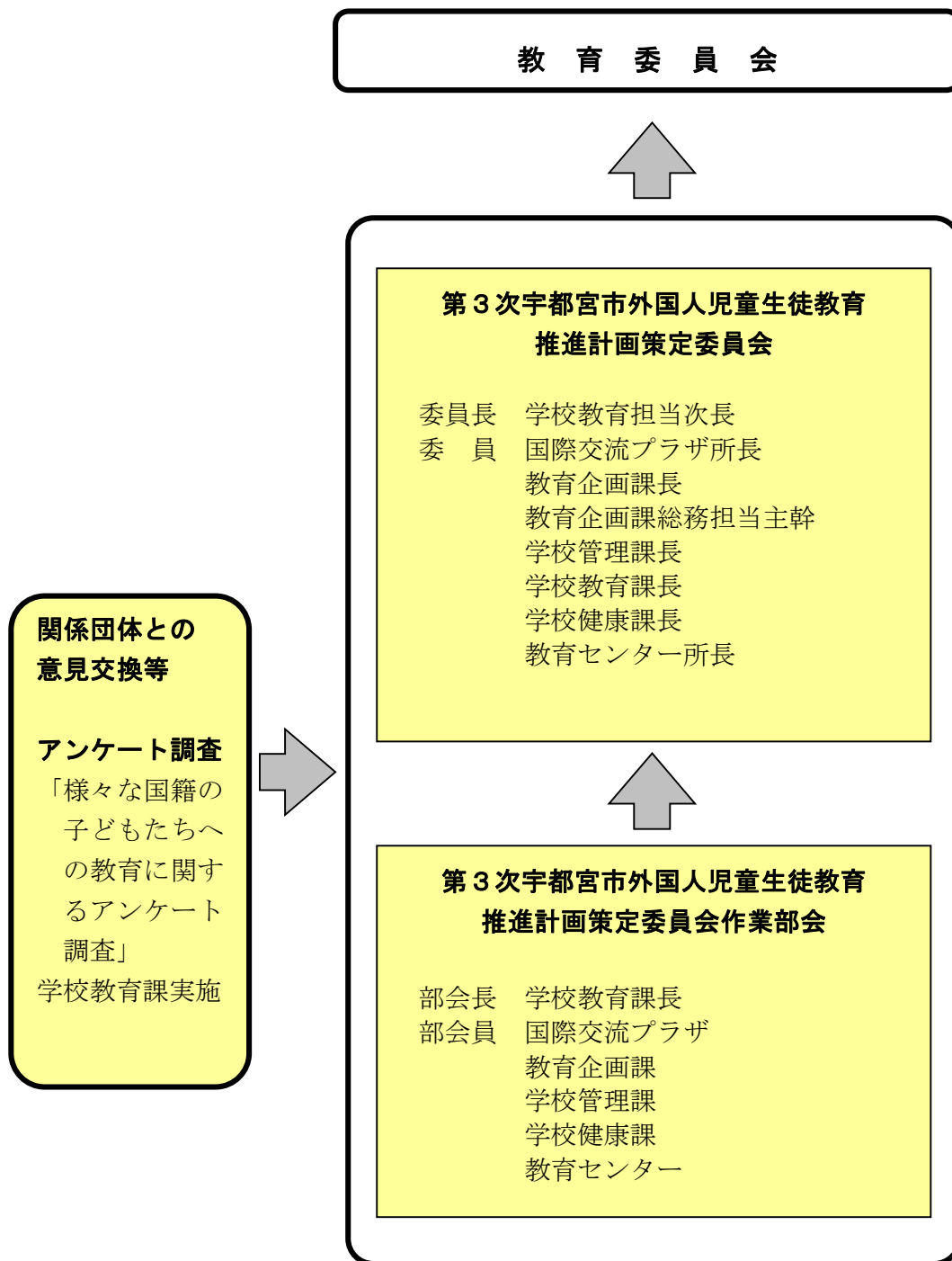
- ・児童生徒の在籍する学校における「取り出し指導」
- ・他校における指導

※ ただし、学校に空き教室がない場合や地理的条件等により学校内に当該指導を行う場所を設けることが困難である場合など、やむを得ない事情がある場合には、一定の要件の下、例外的に、学校外施設における指導も認めることとする。

## (VI) 指導計画の作成及び学習評価の実施

※ 「特別の教育課程」による日本語指導を行う場合は、児童生徒の在籍する学校において指導計画を作成し、学校設置者に届出を行うものとするのが望ましいと考える。

## 2 検討体制





### 3 検討経過

#### (1) 教育委員会

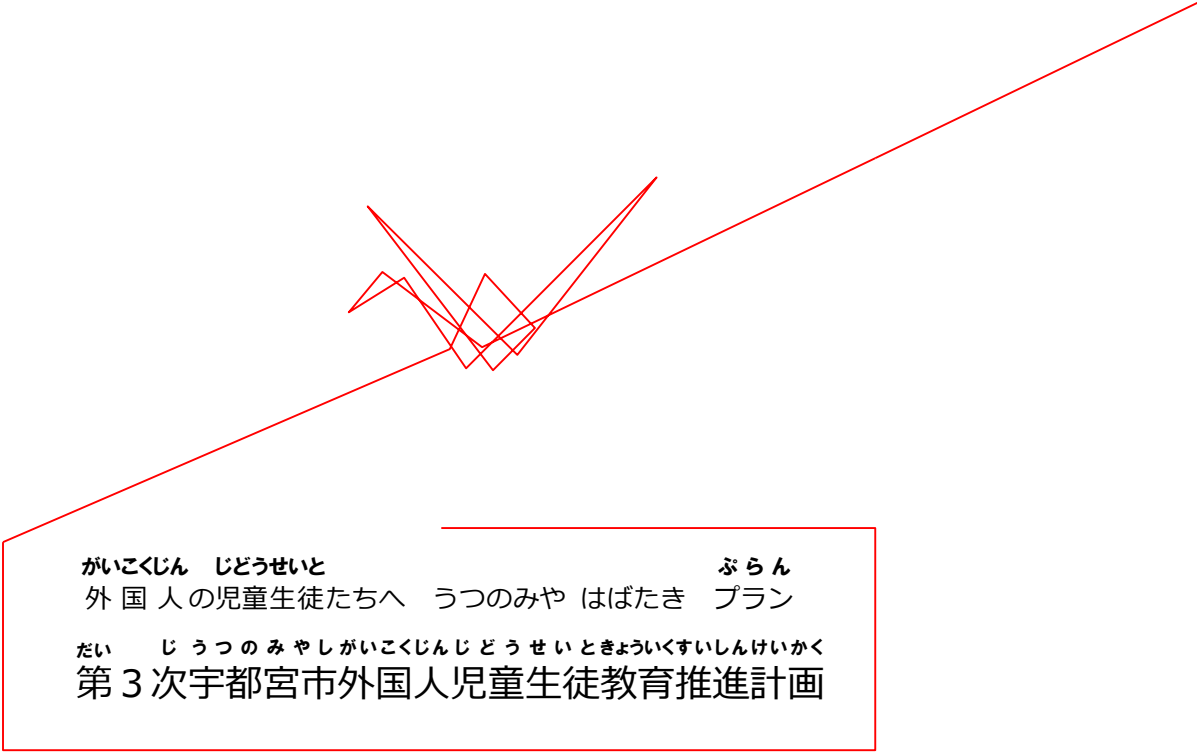
報告	平成30年 7月20日	・「(仮称)第3次宇都宮市外国人児童生徒教育推進計画」の策定について
審議	平成31年 2月19日	・「第3次宇都宮市外国人児童生徒教育推進計画(案)」について

#### (2) 策定委員会

第1回	平成30年 6月28日	・策定体制について
第2回	平成30年 8月 9日	・外国人児童生徒教育に係る現状と課題について
第3回	平成30年11月13日	・基本理念及び基本方針について ・施策・事業の展開について
第4回	平成31年 1月31日	・「(仮称)第3次宇都宮市外国人児童生徒教育推進計画(案)」について

#### (3) 策定委員会作業部会

第1回	平成30年 7月30日	・策定体制について ・外国人児童生徒教育に係る現状と課題について
第2回	平成30年10月30日	・基本理念及び基本方針について ・施策・事業の展開について
第3回	平成31年 1月16日	・「(仮称)第3次宇都宮市外国人児童生徒教育推進計画(案)」について



がいこくじん じどうせいと ぶらん  
外 国 人 の 児 童 生 徒 た ち へ う つ の み や は ば た き プ ラ ン  
だ い じ う つ の み や し が い こ く じ ん じ ど う せ い と き よ う い く す い し ん け い か く  
第 3 次 宇 都 宮 市 外 国 人 児 童 生 徒 教 育 推 進 計 画

発行 平成31（2019）年2月  
〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号  
宇都宮市教育委員会事務局学校教育課  
TEL 028-632-2728  
FAX 028-639-0613  
E-mail u4602@city.utsunomiya.tochigi.jp